

2022年5月13日

各 位

大阪市中央区内本町一丁目1番4号
株 式 会 社 藤 商 事
代 表 取 締 役 社 長 今 山 武 成
(コード番号：6257)

(問い合わせ先)

常務執行役員 経営管理本部長 村上 和 繁
電話 06-6949-0323

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更および役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の当社第57回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更について決定いたしました。また、これにともない同日付で、同定時株主総会に付議する取締役候補者についても決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能および監視体制のさらなる強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るものです。

(2) 移行の時期

2022年6月24日開催予定の当社第57回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ①当社は取締役会の監督機能および監視体制のさらなる強化を通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ること等を目的として、監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これにともない監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定等の変更および新設ならびに、監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることにともない、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ・株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（株主総会参考書類等の電子提供措置）第1項を新設するものであります。
 - ・株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することを可能とするため、変更案第14条（株主総会参考書類等の電子提供措置）第2項を新設するものであります。
 - ・株主総会資料の電子提供制度の導入により、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ・上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

③機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第 31 条（剰余金の配当等の決定機関）の新設等、所要の変更を行うものであります。

④上記のほか、条数等の変更および体裁等の軽微な変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 24 日(金)(予定)

定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 24 日(金)(予定)

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 監査等委員である取締役以外の取締役の候補者（当社第57回定時株主総会に付議予定）

| 氏名 | 新役職名 | 現役職名 |
|--------|------------|------|
| 松元 邦夫 | 代表取締役会長 | 同左 |
| 松元 正夫 | 代表取締役副会長 | 同左 |
| 今山 武成 | 代表取締役社長 | 同左 |
| 米田 勝己 | 取締役 専務執行役員 | 同左 |
| 松下 智人 | 取締役 専務執行役員 | 同左 |
| 當仲 信秀 | 取締役 | 同左 |
| 坪本 浩一郎 | 社外取締役 | 同左 |

(注) 坪本浩一郎氏は、会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役の候補者であります。

(2) 監査等委員である取締役の候補者（当社第57回定時株主総会に付議予定）

| 氏名 | 新役職名 | 現役職名 |
|-------|-------------|-------|
| 市川 雅和 | 取締役 常勤監査等委員 | 執行役員 |
| 川島 育也 | 社外取締役 監査等委員 | 社外監査役 |
| 水嶋 延和 | 社外取締役 監査等委員 | 社外監査役 |

(注) 川島育也氏および、水嶋延和氏は、会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役の候補者であります。

(3) 退任予定の取締役・監査役（当社第 57 回定時株主総会の終結の時をもって退任予定）

| 氏名 | 現役職名 | 退任後役職名 |
|--------|-------|-------------|
| 井上 孝司 | 代表取締役 | 退任 |
| 上垣内 崇夫 | 常勤監査役 | 退任 |
| 川島 育也 | 社外監査役 | 社外取締役 監査等委員 |
| 水嶋 延和 | 社外監査役 | 社外取締役 監査等委員 |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> |
| <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> | <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> |
| <p>第 5 条 (条文省略)</p> | <p>第 5 条 (現行どおり)</p> |
| <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 8 条 (現行どおり)</p> |
| <p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p>第 10 条～第 11 条 (条文省略)</p> | <p>第 9 条～第 10 条 (現行どおり)</p> |
| <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 14 条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 13 条 (現行どおり)</p> |
| <p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>)</p> <p>第 15 条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> | <p>(削除)</p> |
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p>(<u>株主総会参考書類等の電子提供措置</u>)</p> |
| <p>第 16 条～第 17 条 (条文省略)</p> | <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> |
| <p>第 16 条～第 17 条 (条文省略)</p> | <p>第 15 条～第 16 条 (現行どおり)</p> |
| <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) は、10 名以内とする。</p> <p>2. 当社の <u>監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いては、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たした場合は、取締役会の決議があったものとみなす。</p> | <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>第 24 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u> (監査役の員数) 第 26 条 当社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第 27 条 当社の監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役の任期) 第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第 29 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集) 第 30 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第 31 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役会規定) 第 32 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役会で定める監査役会規定による。</p> <p>(監査役の責任限定契約) 第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>(新設) (新設) (新設)</p> | <p>第 24 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(削除) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第 5 章 監査等委員会 (常勤の監査等委員) 第 26 条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集) 第 27 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 計算 第 34 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当) 第 35 条 株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会決議によって、毎年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(除斥期間等) 第 36 条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2. 期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p>(新設) (新設)</p> | <p><u>必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法) 第 28 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査等委員会規定) 第 29 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規定による。</p> <p>第 6 章 計算 第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 31 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 32 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。 3. 前 2 項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(除斥期間等) 第 33 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2. (現行どおり)</p> <p>附則 第 1 条 変更前定款第 15 条の規定の削除および変更後定款第 14 条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2. 施行日から次の定めを有するものとする。な</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|--|
| | <p>お、本定めは、<u>施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>3. 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p> |

以上